特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請時の措置法第65条の８第４項第１号に規定する特別勘定の金額	円

取得しようとする買換資産の内容	種類			
	構造			
	規模			
	価額	円	円	円
	所在地			
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認	

（規格Ａ４）

06.06 改正

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から１年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出する必要があります。

なお、措置法第65条の８第１項の括弧書又は令和２年旧措置法第68条の79第１項の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、１年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から２月以内に限ってこの申請をすることができます。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の７第１項又は令和２年旧措置法第68条の78第１項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項の規定」を「令和２年旧措置法（以下「措置法」といいます。）第68条の79第１項の規定」と読み替えてください。

(2)「申請時の措置法第65条の８第４項第１号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。

なお、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、当欄を「申請時の令和２年旧措置法第68条の79第５項第１号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えて記載してください。

(3)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(4)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。

(5)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国

税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。